

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「【評定】 中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」</p> <p>【申立内容】 判断の再考をお願いしたい。</p> <p>【理由】 課題事項とされた2点のうち、 「大学院専門職学位課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと」については、収容定員充足率が90%に満たない状況を真摯に受け止め、いち早く入学定員の削減を決定した。しかし、概算要求事項であるため、実施は翌年度以降となり、実施には少なくとも2年を要することとなり、早急に対応し、努力はしているもののこのような結果になったものであることを考慮していただきたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 大学院専門職学位課程の定員充足に向けて、入学定員の削減を決定したことは理解できるが、平成21年度の学生収容定員の充足率が90%を満たしていないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「【評定】中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」</p> <p>【申立内容】 判断の再考をお願いしたい。</p> <p>【理由】 課題事項とされた2点のうち、 「経営協議会による適切な審議が行われていないこと」については、本来、費用関係の規則改正は経営協議会の審議事項であるが、本件の改正内容は ㊦平成22年度の博士課程進学希望者に不利益となる者が具体的に想定される緊急事態（募集開始後に進学希望者の問い合わせで発覚）が生じる恐れがあったため、一刻も早く対応する必要がある。 ㊧文科省通知では、修士課程から引き続き同一大学大学院の博士課程に進学する場合、入学料及び検定料は徴収しないこととされていたが、この通知の趣旨と学内規則が合わない部分があったための一部改正であり、実質的な審議を要する事項ではないと判断した。 等のやむを得ない事情があったものであり、役員等会議においても監事からの指摘等もあり種々議論を重ねた結果、やはり学生が不利益を被らないようにすることを第一に考え、報告としたものである。経営協議会においては、委員に対しその旨十分説明し、理解を得た上で報告事項としたものであり、経営協議会を軽視したのではない</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則の変更により、入学料及び検定料の取扱いが変更することになることを踏まえると、経営協議会で審議すべき事項と考えられるとともに、書面等による審議で対応することも可能であるため。</p>

ことをご理解いただきたい。